

令和2年12月25日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年11月分)について

令和2年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年11月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和2年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが34件、令和元年度が18件、平成30年度が10件、平成29年度が7件、平成28年度が2件、平成27年度以前が39件、合計110件（市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた15件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な93件について、一覧で事象をお示ししています。

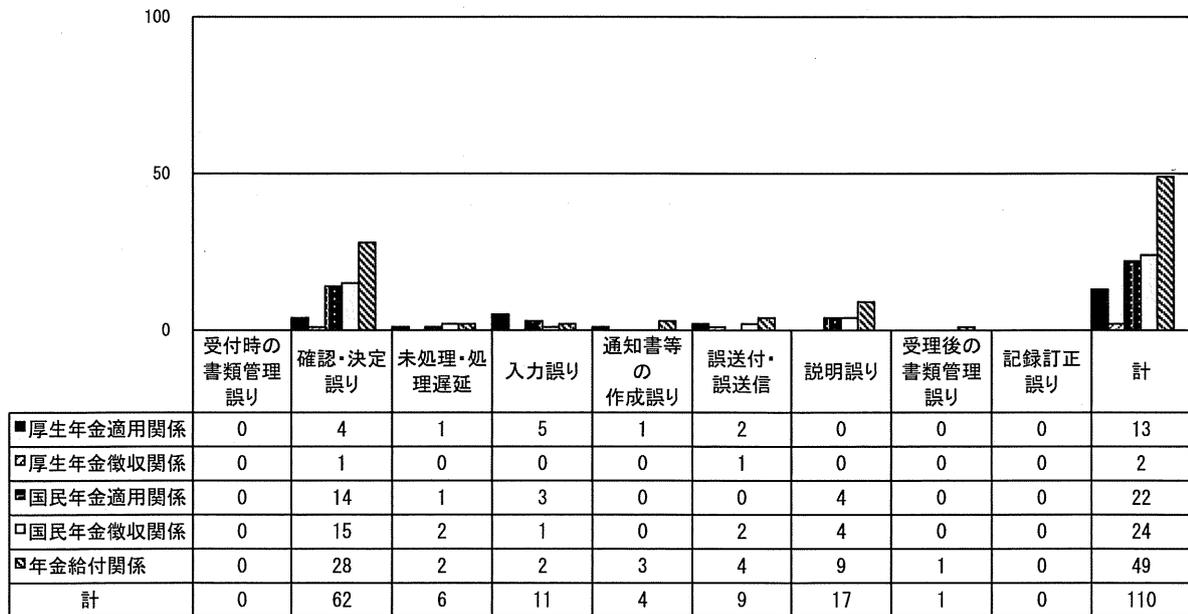
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計	
件数	30	2	0	1	0	0	1(1)	2(1)	3(1)	2(1)	7(1)	10(1)	18(3)	34(12)	110(21)
割合	27.3%	1.8%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.9%	1.8%	2.7%	1.8%	6.4%	9.1%	16.4%	30.9%	100.0%

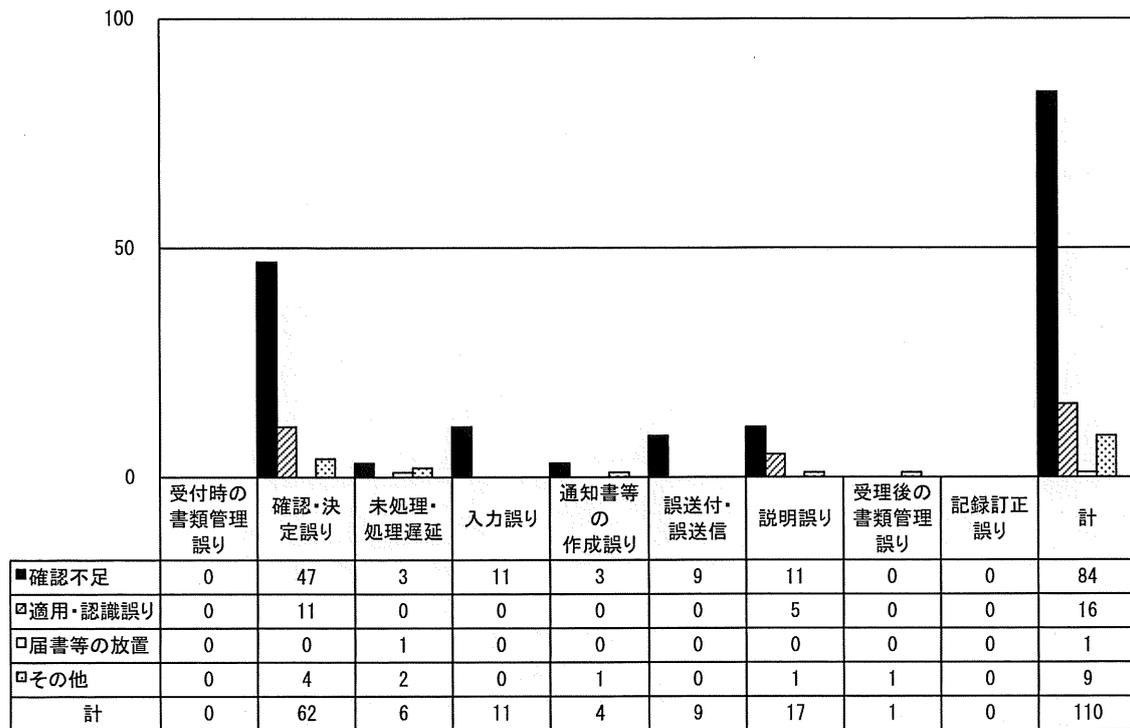
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

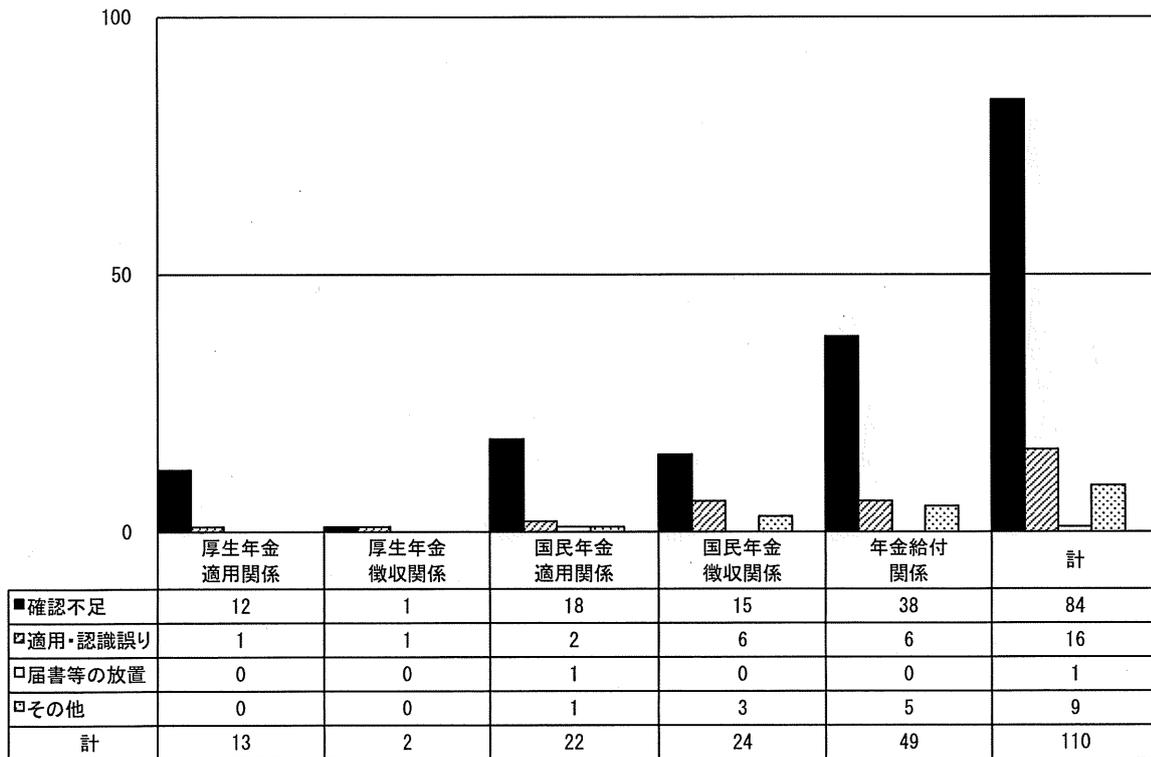
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



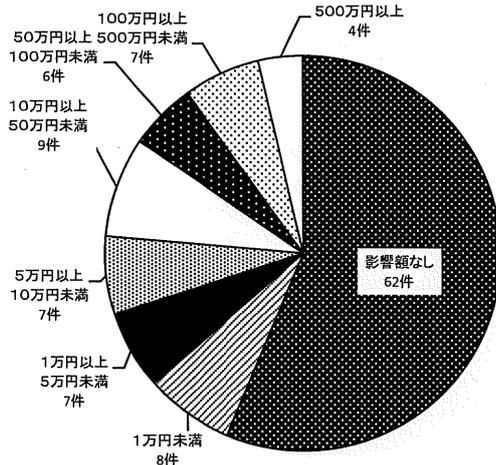
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

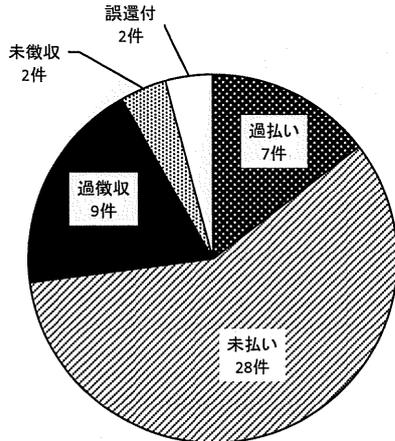


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		8	2	18	19	15	62
1万円未満		1	0	1	2	4	8
1万円以上 5万円未満		1	0	0	0	6	7
5万円以上 10万円未満		0	0	1	1	5	7
10万円以上 50万円未満		2	0	2	2	3	9
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	6	6
100万円以上 500万円未満		1	0	0	0	6	7
500万円以上		0	0	0	0	4	4
計		13	2	22	24	49	110

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	7件	3,403,482	486,211
未払い	28件	52,508,200	1,875,292
過徴収	9件	5,368,924	596,547
未徴収	2件	444,150	222,075
誤還付	2件	58,450	29,225
計	48件	61,783,206	1,287,150

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	69件	62.7%
外部	41件	37.3%
計	110件	100.0%

8 システム事故等

発生日月	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2019年10月1日	令和元年度支給サイクルに遡及して年金生活者支援給付金の認定処理を行う場合の一部支払い遅延	512名	未払い	4,889,684円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年12月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	8件	565万円	105,500件	607.4億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	4件	235万円	4,897件	12.7億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	6件	1,165万円	1,641件	13.5億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	32万円	333件	6,392万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	25万円	116件	1,315万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	2件	475万円	13件	5,111万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	10件	158万円	570件	9,901万円
11	配偶者と離婚をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	83万円	252件	4,111万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	1,072万円	28件	4,025万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	183万円	1,611件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	26件	1,605万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	2件	214万円	20件	1,666万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	2,138件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	2件	69万円	78件	578万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	26件	5,654万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	13件	401万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	47件	3,355万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	1件	590万円	238件	12.7億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	42件	286万円	24,049件	17.7億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	11件	804万円	628件	7.4億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	5件	2,358万円	484件	25.9億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	892件	1,781万円	81,175件	15.7億円
		過払い	0件	0円	1,117件	215万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の人力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	3件	524万円	113件	1.6億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

※「事務処理誤り等（平成29年度分）の年次公表」における点検・分析を通じて公表した「昭和60年改正時の特別一時金の決定誤り」については、システムによる抽出の結果、特別一時金の過払いが生じていたケースは確認されませんでした。

○日本年金機構の令和2年11月分の事務処理誤り一覧(1~15ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1~11
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 12~13
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 14~33
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 34~53
5. 年金給付関係	10P	整理番号 54~93

○システム事故等一覧(16ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(17~19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年1月12日	2020年10月2日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った個人番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の個人番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			福岡	直方	2020年5月頃	2020年8月5日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届における標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年8月5日	2020年10月7日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届における標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	3事業所	過徴収	2,334
4		入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2016年7月頃	2020年9月17日	○担当部署で確認したところ、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、誤った標準報酬月額を通知していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
5	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2020年7月6日	2020年9月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者が月額変更届の受付処理時に確認を誤り、受付処理を行わなかったため、月額変更届の処理がされず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	4事業所	過徴収	114,444
6	厚生年金適用関係届書の誤り	通知書等の作成誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年10月21日	2020年10月27日	○担当部署で確認したところ、証明書作成の際の確認不足により、証明年月日が未記載の証明書を事業所に送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤った証明書は回収し、訂正の上事業所に送付しました。 ●担当部署において、証明書作成の際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	9事業所	なし	0
7	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	茨城	土浦	2019年11月26日	2020年8月28日	○担当部署で確認したところ、資格取得届の入力における確認不足により、誤って二以上事業所勤務者としての入力をしたため、保険料計算が正しく行われず、誤った保険料額が事業所に告知されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	福島	東北福島	2019年 4月16日	2020年 8月19日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の資格取得届の入力における確認不足により、二以上事業所勤務者として必要な処理を行わなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の資格取得届の処理における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	4,402,597
9	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	平	2020年 10月26日	2020年 10月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、事業所宛の文書について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、宛名作成及び封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10			愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 10月23日	2020年 11月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
11	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	足立	2018年 8月3日	2020年 9月24日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者にかかる届書について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	14事業所	過徴収	122,325

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
12	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2020年 9月25日	2020年 10月22日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料の収納状況の確認が不足したため、誤った保険料額を告知していることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料の収納状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
13	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	武蔵野	2019年 6月14日	2020年 1月15日	<p>○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
14	国民年金資格取得届の誤り	入力誤り	大阪	玉出	2019年 1月24日	2020年 10月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得処理をする際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1991年 3月頃	2020年 10月19日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
16			福岡	中福岡	1988年 6月頃	2019年 12月12日		1名	なし	0
17			愛媛	松山西	1989年 2月23日	2020年 8月20日		1名	なし	0
18			岡山	岡山西	1997年 3月13日	2020年 3月2日		1名	なし	0
19			神奈川	横浜中	2017年 4月27日	2020年 5月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20			茨城	土浦	2018年 9月6日	2020年 3月19日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給権確保に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			静岡	浜松東	2017年 6月頃	2020年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
22	大阪	枚方	2018年 5月22日	2019年 12月25日	○市区町村から連絡があり、資格取得処理時の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたため、60歳到達による資格喪失処理が行われず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	214,180		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
23	国民年金任意加入申出書の誤り	入力誤り	秋田	秋田	2015年 11月25日	2020年 9月30日	○年金相談センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	487,050	
24			大阪	貝塚	2020年 4月8日	2020年 6月3日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書の処理をする際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
25		説明誤り	奈良	奈良	2015年 9月22日	2020年 7月27日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0	
26			東京	武蔵野	2015年 2月5日	2020年 10月16日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
27			滋賀	大津	2015年 10月頃	2019年 1月8日		1名	なし	0	
28			長崎	長崎北	2019年 9月3日	2019年 12月16日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
29			国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2020年 5月20日	2020年 8月5日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付
30		群馬			高崎広域 事務センター	2020年 8月25日	2020年 10月13日	○年金事務所から連絡があり、厚生年金の記録が判明し、年金記録の訂正を行った際の納付済みの国民年金保険料について、本来未納期間へ充当すべきところ、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	誤還付	52,000
31	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 5月1日	2020年 9月28日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
32	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年 2月6日	2020年 9月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
33	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	長崎	長崎北	2019年 8月13日	2020年 10月30日	○担当部署で確認したところ、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金第3号被保険者関係届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2020年 8月26日	2020年 10月21日	○お客様から問合せがあり、付加保険料辞退申出書を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要とされていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、付加保険料辞退申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年 2月13日	2020年 3月16日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36			大阪	東大阪	2019年 4月12日	2020年 4月15日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37			説明誤り	三重	津	2018年 10月24日	2018年 11月14日	○お客様から問合せがあり、免除期間の追納を案内する際、古い期間から追納するよう案内すべきところ、誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし
38	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2016年 11月27日	2019年 10月24日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、受給権確保に必要な後納保険料の月数を誤って案内していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を徴収しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	346,040
39			東京	渋谷	2018年 3月23日	2018年 4月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申出書を処理する際の処理スケジュールの確認が不足し、後納納付書の作成が遅れたため、誤った金額の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金後納保険料納付申出書の処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	2020年 6月16日	2020年 8月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の継続免除申請の取消を希望していたにもかかわらず、継続免除取消処理を漏らしたため、お客様の希望しない免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料継続免除希望の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	2名	なし	0
41			説明誤り	兵庫	兵庫	2020年 9月3日	2020年 10月6日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、意思確認が不足し、お客様が継続免除申請を希望していないにもかかわらず、継続免除希望として免除申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、意思確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	埼玉	川越	2020年7月頃	2020年9月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、失業特例の案内を漏らしたため、免除申請が却下されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
43			青森	八戸	2020年7月30日	2020年10月15日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の確認が不足し、免除が承認されると付加保険料の納付ができない旨の説明をせずに免除申請書を受付し、処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
44	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	1995年4月20日	2020年9月24日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45			静岡	浜松東	2014年9月頃	2020年3月9日	○担当部署で確認したところ、法定免除非該当時の確認が不足し、法定免除非該当時の処理を漏らしたため、法定免除に該当しなくなったにもかかわらず、法定免除となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	85名	なし	0
46			岡山	津山	2009年9月8日	2020年11月4日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年2月27日	2020年9月8日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際の確認が不足し、学生納付特例の対象校でないにもかかわらず、学生納付特例が承認処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際の、対象校の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2019年12月5日	2020年5月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2019年2月28日	2019年5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書受付時の確認が不足し、クレジットカード納付申出書の受付が遅れたため、前納の締切日に間に合わず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の受付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
50	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	国民年金部	2018年 6月30日	2018年 7月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料納付書を発送する際に、他のお客様の口座振替申出書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した口座振替申出書を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
51			東京	東京広域 事務センター	2020年 7月7日	2020年 8月13日	○担当部署で確認したところ、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を発送する際に、誤って他のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
52	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	国民年金部	2010年 8月9日	2019年 4月15日	○市町村から提供された所得情報に一部訂正があり、処分変更が必要であった免除処分等について、本部担当部署における進捗管理の不足により、処分変更が行われていませんでした。 ●担当部署で処分変更を行い、お客様に結果をお知らせすることとしました。 ●本部担当部署において、進捗管理の徹底を図りました。	93名	未払い	430,190
53			東京	品川	2019年 11月20日	2020年 9月17日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査のための所得照会を行わず、保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1982年 7月1日	2020年 3月9日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	840,463
55			神奈川	横浜西	1999年 3月19日	2019年 11月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,893,295
56			奈良	奈良	1991年 7月18日	2020年 2月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	38,714
57			島根	松江	2020年 5月28日	2020年 7月2日	○担当部署において確認したところ、時効の取扱いの確認不足から、5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行う方に対し、誤って時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない決定をしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	63,306
58			説明誤り	北海道	函館	2018年 11月29日	2020年 6月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には障害者特例に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
59	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	三重	松阪	1991年 4月20日	2019年 7月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に国民年金期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,977,163
60			奈良	奈良	1985年 10月24日	2020年 3月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,999

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
61	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	熊本	八代	2003年 11月1日	2020年 3月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	166,518
62			沖縄	名護	1999年 10月4日	2020年 2月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	32,691
63			新潟	六日町	2007年 10月22日	2020年 4月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため国民年金が法定免除となる期間を保険料納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,521
64			愛知	笠寺	1994年 9月20日	2020年 7月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	799,853
65	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2006年 5月27日	2020年 6月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金請求書審査時の確認不足から、配偶者との生計維持関係があるにもかかわらず、誤って生計維持関係がないと登録したため、振替加算の加算が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の配偶者との生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,874,477
66	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	埼玉	大宮	2020年 5月18日	2020年 5月28日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●年金相談センターにおいて、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
67	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1980年 8月頃	2018年 11月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	691,704

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
68	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	石川	金沢北	1997年 5月15日	2020年 2月12日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	352,000
69	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2020年 10月6日	2020年 11月6日	○担当部署において確認したところ、年金の支払い作業時に補正処理が必要にもかかわらず、作業内容の確認不足から、補正処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行います。 ●担当部署において、補正作業が必要な場合は、補正内容の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	2,439,480
70	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2017年 10月16日	2020年 10月16日	○担当部署において確認したところ、届書受付後の確認不足から、提出のあった加給金支給停止事由該当届について誤って別の処理済の届書とともに保管したため処理が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,384
71		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2013年 7月4日	2020年 9月16日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が老齢年金決定時に子の入力を漏らしたため、子の加算額が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	693,356
72	再裁定の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	1995年 8月28日	2020年 4月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72,754
73	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2020年 3月2日	2020年 6月24日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2件	過払い	26,973

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2020年 3月19日	2020年 9月8日	<p>○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、年金相談センターにおいて未支給年金請求書を受付する際、共済組合が支給する年金を受給している場合は、共済組合の未支給年金を併せて請求を行う意思確認の必要があるところ、意思確認が漏れていたため、共済組合において未支給年金の処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付しました。</p> <p>●年金相談センターにおいて、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。</p>	1名	なし	0
75	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	1967年 8月14日	2020年 7月14日	<p>○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	5,581
76	振替加算の誤り	説明誤り	静岡	静岡	2008年 5月24日	2020年 8月31日	<p>○機構本部から連絡があり、振替加算の加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、年金相談時の確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。</p>	1名	未払い	1,521,455
77	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	東京	立川	2019年 12月27日	2020年 5月14日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金生活者支援給付金請求書の提出時期を誤った提出時期で案内したため、請求書の提出が遅れ給付金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、給付金の支給開始時期の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	20,000
78			愛知	豊田	2020年 4月6日	2020年 6月29日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	未払い	7,190
79			大阪	堺東	2019年 12月4日	2020年 7月3日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金相談センターにおいて、老齢年金請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●年金相談センターにおいて、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	54,849

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
80	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	広島	呉	2019年 9月4日	2020年 4月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害年金請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,000
81	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2020年 7月14日	2020年 10月22日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	188,185
82	年金相談時の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2020年 10月29日	2020年 10月29日	○担当部署において確認したところ、情報提供が可能な代理人の確認不足から、誤って情報提供を行うことができない代理人に受給権者原簿記録回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収しました。 ●担当部署において、年金相談時の代理人の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83	年金見込額の誤り	説明誤り	山形	山形	2020年 10月9日	2020年 10月16日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
84	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2020年 10月15日	2020年 10月15日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びし、正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
85			本部	中央年金センター	2017年 6月23日	2019年 5月21日	○市区町村から連絡があり、照会事項の回答文書作成時の記載内容の確認不足から、回答文書に記載する障害等級を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86	年金生活者支援給付金関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2019年 10月1日	2020年 11月20日	○担当部署において確認したところ、通知作成に使用するデータを一部誤って作成したため、振込通知書に誤った支払期間を記載し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びし、正しい記載内容の振込通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	287名	なし	0
87	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2020年 10月12日	2020年 10月14日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様に送付すべき年金分割のための情報通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金分割のための情報通知書を回収し、本来送付すべきお客様に年金分割のための情報通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	兵庫	姫路	2020年 10月8日	2020年 10月14日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、年金相談センターが他のお客様に送付すべき添付書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した添付書類を回収し、本来送付すべきお客様に雇用保険被保険者証を送付しました。 ●年金相談センターにおいて、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
89			香川	高松東	2020年 11月5日	2020年 11月9日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金額改定通知書を誤って別のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金額改定通知書を回収し、本来お返しすべきお客様に年金額改定通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
90	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	沖縄	那覇	2020年 10月15日	2020年 10月16日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の氏名等を記載した受付控を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、本来交付すべきお客様に受付控を送付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
91	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	宮崎	宮崎	2018年 11月22日	2020年 7月21日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、記録照会申出書が未処理のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様へ被保険者記録回答票を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
92			大分	別府	2001年 6月頃	2015年 9月14日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、障害年金額改定請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,968,592
93		受理後の書類管理誤り	岡山	倉敷東	2020年 8月26日	2020年 9月30日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金受給選択申出書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給選択申出書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	令和元年度支給サイクルに 遡及して年金生活者支援 給付金の認定処理を行う場 合の一部支払い遅延	2019年10月1日	2020年10月23日	<p>○年金生活者支援給付金は、支給サイクル(8月分(10月支払い)～翌年7月分(翌年8月支払い))ごとに、前年所得等に基づき支給要件に該当する方を認定しています。</p> <p>○令和2年度支給サイクルにおいて年金生活者支援給付金の認定を行う際に、年金請求と同時に給付金の請求が行われることによって、令和元年度支給サイクルに遡及して認定処理を行う必要がある場合、それぞれの支給サイクルごとに認定を行わなければならないが、プログラムの不具合により、令和元年度支給サイクル分のみ認定を行っていたため、年金生活者支援給付金の一部(令和2年度支給サイクル分)に未払いが生じていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書を送付し、未払いとなった給付金について12月15日にお支払いしました。</p> <p>●年金生活者支援給付金の認定処理の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	512名	未払い	4,889,684円

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのもと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができるともかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるともかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システム的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。